

| | | |
|---------|---|-------------------|
| 63 | 福祉保健局 | 障害者の地域における自立生活の支援 |
| 事業概要 | <p>長期の施設入所者や、いわゆる「社会的入院」の状態にある精神障害者の地域生活への移行を促進するとともに、居住の場や在宅サービスなどの地域生活基盤を充実させる。</p> | |
| これまでの経過 | <p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、「障害者地域生活移行促進事業」を、平成20年度から開始している。</p> <p>精神障害者の地域生活移行への取組として、平成18年度から実施している「精神障害者退院促進支援事業」は、入院中の患者に対して退院に向けた働きかけを行うとともに、退院後の生活の安定に必要な支援を行う地区を、東京都障害福祉計画に基づき、年度ごとに拡大して実施し、平成20年度からは12か所で実施。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、平成21年度から3年間で、日中活動の場（通所施設等）、地域の居住の場（グループホーム等）、ショートステイ、地域生活支援型入所施設、計4,140人分の増設を図ることとした「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」を平成20年度に新たに策定した。</p> | |
| 現在の進行状況 | <p>グループホーム等の定員枠を一定期間確保して施設入所者の体験利用を可能にすることで円滑な地域移行を図るため、「障害者グループホーム等移行促進事業」を平成21年度から新たに開始した。</p> <p>区市町村が設置する地域活動支援センターに、医療中断及び見守り機能を付加し、地域移行後の精神障害者が安心して生活できる環境を整備する「障害者地域生活安定化支援事業」を、平成21年度から新たに開始した。また、都内精神保健福祉センターに地域体制整備担当係長を配置し、医療機関の協力を促すための働きかけや地域での医療中断防止等の仕組みづくりの強化、退院後の受入側の地域定着支援など圏域を越えた地域関係機関の調整等に取り組んでいる。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、すべての障害者が可能な限り地域で自立して生活できる社会を築くことを目指し、具体的な整備数値目標を掲げ、地域における居住の場や日中活動の場、在宅サービスを集中的に整備している。</p> | |
| 今後の見通し | <p>長期の施設入所者の地域生活への移行を促進するため、区市町村に順次地域移行促進員を配置していく。また、取組事例等を周知するなど区市町村が新規事業を活用できるよう、引き続き支援を行う。</p> <p>精神障害者施策については、入院医療中心から地域生活中心へと大きく転換する中において、地域における対応力の強化が課題であることから、精神保健福祉センターは地域の関係機関への支援をより一層重視する方向に機能転換することとしており、その一環として、区市町村等との密接な連携のもと、困難事例に対応できる医師等の専門職チームが地域に出向き支援を行う訪問型の支援事業をモデル実施する。また、精神科病院と診療所等の連携を強化し、精神障害者が身近な地域で必要な時に適切な医療を受けられる仕組みを構築するためのモデル事業を実施する。</p> <p>地域生活基盤の充実としては、「障害者の就労支援・安心生活基盤整備3か年プラン」に基づき、平成21年度から3年間で、日中活動の場（通所施設等）、地域の居住の場（グループホーム等）、ショートステイ等計4,140人分の増設に向け、継続的な生活支援体制の整備に、引き続き重点的に取り組んでいく。</p> | |
| 問い合わせ先 | 福祉保健局 障害者施策推進部 計画課 | 電話 03-5320-4142 |